|  |
| --- |
| **社会福祉法人による利用者負担額軽減制度**生活保護受給者用 |

　社会福祉法人が経営する施設で介護サービスを利用した場合、社会福祉法人利用者負担軽減の承認を受けた方は個室の居住費（滞在費）について軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象サービス | ・（介護予防）短期入所生活介護・介護老人福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| 軽減割合 | 個室の居住費（滞在費）の全額が軽減されます。 |

【申請・お問合せ先】

三条市福祉保健部　高齢介護課　介護保険係　　電話　0256-34-5476（直通）